

## 処分事案①

### 教職員の処分について

豊中市教育委員会は、豊中市立小学校教員が行った窃盗行為について、令和4年(2022年)3月29日付で、次のとおり懲戒処分を行った。

#### 記

#### 1 処分対象者及び処分の種類・程度

〈当事者〉

豊中市立小学校講師(男性・33歳)・免職

〈管理監督者〉

豊中市立小学校校長(56歳)・嚴重注意

#### 2 処分事由等

事案当事者である講師は、令和4年2月23日(祝)、新型コロナウイルス感染症陽性判明後の行動制限期間中に、パチンコ店に行った。店内に落ちていた財布を拾い、中にあった現金10万円を抜き取り、自宅に持ち帰ったことが下記に該当するため。

##### ・地方公務員法第29条(懲戒)

###### 第1項

「職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。」

- ・第1号「この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合」
- ・第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」

#### 3 違反法令

##### ・地方公務員法第33条(信用失墜行為の禁止)

「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」

処分事案②

教職員の処分について

豊中市教育委員会は、豊中市立中学校教員が他の教員に対して行ったわいせつ行為について、令和4年(2022年)3月29日付で、次のとおり懲戒処分を行った。

記

1 処分対象者及び処分の種類・程度

〈当事者〉

豊中市立中学校教諭(男性・41歳)・停職3月

〈管理監督者〉

豊中市立中学校校長(49歳)・訓告

2 処分事由等

事案当事者である教員は、令和3年(2021年)2月23日(祝)、学校内で、共に出勤していた教員に対して、わいせつ行為を行ったことが下記に該当するため。

・地方公務員法第29条(懲戒)

第1項

「職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。」

- ・第1号「この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合」
- ・第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」

3 違反法令

・地方公務員法第33条(信用失墜行為の禁止)

「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」